

メディアセンター運営規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手県立大学メディアセンター運営基本方針に基づき、岩手県立大学学則第5条及び岩手県立大学盛岡短期大学部学則第4条に定めるメディアセンターの管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において学内情報システムとは、次のものをいうものとする。

- (1) 本学学内に敷設されたコンピュータネットワーク(教員宿舎に接続された専用線を含む。)設備及び当該設備に接続するものとしてメディアセンターが設置したコンピュータ設備並びにこれらの設置に係る施設
- (2) 前号に掲げる設備上において動作するコンピュータソフトウェア及びこれの稼働により提供するサービス

(業務)

第3条 メディアセンター長が掌理する事項及び学術情報部長並びに情報システム部長が処理する事項は次のとおりとする。

- (1) メディアセンター長が掌理する事項
 - ア．メディアセンター施設の管理及び運営の総括
 - イ．学内情報システム運営の総括
 - ウ．学外の情報システムとの連絡調整
 - エ．メディアセンター運営会議の開催
 - オ．その他メディアセンターに関する業務の総括
- (2) 学術情報部長が処理する事項
 - ア．メディアセンター(図書部門)の管理運営
 - イ．教育、研究活動に必要な各種情報の収集、蓄積、管理及び提供
 - ウ．メディアの収集、整理及び保存
 - エ．学術情報センターとの連絡調整
 - オ．学術情報部長が処理する事項に必要な会議の開催
- (3) 情報システム部長が処理する事項
 - ア．学内情報システムの管理運営
 - イ．学内情報システムの啓蒙・普及及び助言指導
 - ウ．学内情報システムの改善、開発及び機器の更新計画
 - エ．先駆的施設・設備利用による教材開発及び教育活動の支援
 - オ．岩手県立大学のホームページ作成
 - カ．情報システム部長が処理する事項に必要な会議の開催

(調整会議の設置)

第4条 メディアセンターの運営に関する事項について、各学部、各短期大学部、言語文化教育研究センター及び事務局(以下「各学部等」という。)の意見を聴取するため、調整会議を置く。

2. 調整会議は、各学部等から選出された教職員で構成する。
3. メディアセンター長は、必要に応じ、調整会議を開催することができる。

(補則)

第5条 メディアセンターの運営に関する細則的な事項は、メディアセンター長が別に定めるものとする。

附則

この規定は、平成11年3月18日から施行する。